

【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト

充電器設置支援 申請要項

1. 要項

- (1) 支援内容
- (2) 支援条件
- (3) 支援対象
- (4) 支援対象充電器

2. 支援申請から支援金交付までの流れ

3. その他

<別冊>

- ・ 申請書類様式および約款
- ・ 支援対象充電器リスト

【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクトの目的

本支援プロジェクトはPHV・PHEV・EVの普及に資する充電インフラの早期充実を図るとともに、PHV・PHEV・EVユーザー（以下ユーザーという）の利便性を向上する充電インフラネットワーク構築にむけて実施するものとする

1. 要項

(1) 支援内容

- 本支援制度では、充電器設置にかかる「設置費用」、維持にかかる「維持費用」、およびユーザーが充電器を利用する際にかかる「電気代相当額」について以下のとおり支援する

①普通充電器に関する支援内容

支援対象項目		支援内容	上限額	備考
設置費用	① 充電器本体費用	第1の事業として交付されるNEV補助金(※1)(当該充電器本体費用の2/3および設置工事費用の2/3)控除後の額	交付されるNEV補助金の1/2、または40万円/基のいずれか小さい方の額	・自治体等の補助金も受給する際はその控除後の額
	② 設置工事費用			
維持費用	③ 通信費用 ④ 保守・メンテナンス契約費用 ⑤ コールセンター契約費用	設置工事完了時点から8年間(NEVの規定する保有義務期間)に係る費用	年間8万円/基	・初期設定費用を含む ・複数年契約可 ・基本契約に含まれない部分(交通費、部品代等)は除く
	⑥ 損害保険料		年間5千円/基	・保険会社等と損害保険契約を締結した場合に限る
電気代	⑦ ユーザーの充電器利用にかかる電力従量料金相当額	別途定める「会員制充電サービス(※2)」提供開始から、NEVの規定する保有義務期間にかかる、ユーザーの利用実績に基づいた電力従量料金相当額	—	・電力従量金相当額の算定方法は別途定める

(※1)NEV(一般社団法人 次世代自動車振興センター)が充電設備を購入し設置を行う場合に交付する補助金
(※2)「会員制充電サービス」については後述

<補足事項>

- 支援金の支払いは、後述の「支援条件」「支援対象」条件を満たす場合に行うものとする
- 設置者は一旦「設置費用」「維持費用」「電気代」を支払い、その後「支援金」の交付を受ける
- また、支援金の交付は、2014年春を目処に設立する「会員制充電サービス運営組織」より行うものとする
 - * それまでの期間に発生する「維持費用」については工事完了時点まで遡り支払うものとする
 - * ただし、「電気代」については工事完了時点までの遡り無し
- 「維持費用」「電気代」に関する支援金は、別途規定する一定期間ごとに交付するものとする
- 「通信契約」「保守・メンテナンス契約」等を複数年契約で締結した場合は、当該期間にかかる費用を別途規定する一定期間単位に割戻し、一定期間ごとに交付するものとする
- 消費税等の税金は支援の対象外とする
- 上表③④⑤⑥⑦の項目について、9年目以降(NEVの規定する保有義務期間以降)の支援については別途案内するものとする
- 設置から8年以内に充電器を処分(譲渡、交換、貸付け(リース用設備を除く)、廃棄に供すること)する場合、および後述に定める「支援条件」を満たすことができなくなった場合は、支援金の返還を求められることがある
- 上記支援内容の適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない

②急速充電器に関する支援内容

支援対象項目		支援内容	上限額	備考
設置費用	① 充電器本体費用	第1の事業として交付されるNEV補助金(当該充電器本体費用の2/3および設置工事費用の2/3)控除後の額	交付されるNEV補助金の1/2、または170万円/基のいずれか小さい方の額	・自治体等の補助金も受給する際はその控除後の額
	② 設置工事費用			
	③ 立ち上げ検査費用	全額	20万円/基	—
維持費用	④ 通信費用 ⑤ 保守・メンテナンス契約費用 ⑥ コールセンター契約費用	設置工事完了時点から8年間(NEVの規定する保有義務期間)に係る費用	年間40万円/基	・初期設定費用を含む ・複数年契約可 ・基本契約に含まれない部分(交通費、部品代等)は除く
	⑦ 損害保険料		年間5千円/基	・保険会社等と損害保険契約を締結した場合に限る
電力基本料金	⑨ 低圧受電での設置における電力基本料金	設置工事完了時点から8年間(NEVの規定する保有義務期間)に係る費用	—	・単相200V電源で駆動する充電器を設置し電気契約が従量電灯契約の場合に限る ・2013年10月時点の単価および従量電量契約にて充電器を単独で設置した状態を前提に算出
電気代	⑩ ユーザーの充電器利用にかかる電力従量料金相当額	別途定める「会員制充電サービス」提供開始から、NEVの規定する保有義務期間にかかる、ユーザーの利用実績に基づいた電力従量料金相当額	—	・電力従量金相当額の算定方法は別途定める

<補足事項>

<p>1) 支援金の支払いは、後述の「支援条件」「支援対象」条件を満たす場合に行うものとする</p> <p>2) 設置者は一旦「設置費用」「維持費用」「電力基本料金」「電気代」を支払い、その後「支援金」の交付を受ける</p> <p>3) また、支援金の交付は、2014年春を目処に設立する「会員制充電サービス運営組織」より行うものとする</p> <p>* それまでの期間に発生する「維持費用」「電力基本料金」については工事完了時点まで遡り支払うものとする</p> <p>* 電気代については工事完了時点までの遡り無し</p> <p>4) 「維持費用」「電力基本料金」「電気代」に関する支援金は年一回等、別途規定する一定期間ごとに交付するものとする</p> <p>5) 「通信契約」「保守・メンテナンス契約」等を複数年契約で締結した場合は、当該期間にかかる費用を別途規定する一定期間単位に割戻し、一定期間ごとに交付するものとする</p> <p>6) 消費税等の税金は支援の対象外とする</p> <p>7) 上表④⑤⑥⑦⑨⑩の項目について、9年目以降(NEVの規定する保有義務期間以降)の支援については別途案内するものとする</p> <p>8) 設置から8年以内に充電器を処分(譲渡、交換、貸付け(リース用設備を除く)、廃棄に供すること)する場合、および後述に定める「支援条件」を満たすことができなくなった場合は、支援金の返還を求められることがある</p> <p>9) 上記支援内容の適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない</p>
--

(2) 支援条件

- ・ 本支援制度へ申請を行うにあたっては、以下の条件を満たすこととする(詳細は別冊の「約款」に記載)

- (1) 第1の事業としてNEV補助金を自らが受給すること(リースを活用する場合を除く)
- (2) 充電器は自らの名義で所有、または占有し、別途設立する「会員制充電サービス運営組織」と間で『加盟契約(仮)』を締結し、運営組織が定める「会員制充電サービス」を提供すること

<「会員制充電サービス」の概要(予定)>

- ・ 「会員制充電サービス運営組織」にて規定する電動車両ユーザーで構成された会員は、定められた会費を支払うことで保有する「充電器認証カード」を利用し、定められた会員利用時の都度課金料金を支払うことで、自由に充電器を利用することができる
 - 定められた会費および会員利用時の都度課金料金は運営組織にて徴収するものとする
- ・ 上記会員以外は、充電器が有する決裁機能を利用し、定められた会員以外利用時の都度課金料金を支払うことで、自由に充電器利用することができる
 - 定められた会員以外利用時の都度課金は運営組織にて徴収するものとする

- (3) 日々の運用(充電器の電源ON/OFF、掃除等)は設置者で実施すること
 - 基本的には設置施設の営業時間内は充電器が利用(「会員制充電サービス」が提供)できる状態とすること
- (4) 「会員制充電サービス」の提供にむけ、設置する充電器は後述に定める「認証・課金機能」等を有する支援対象充電器であること
- (5) 充電器メーカー等と「認証ネットワークサービス契約」、およびユーザーが利用できる「コールセンターサービス契約」を締結すること(急速充電器を設置する場合は「保守・メンテナンス契約」も締結すること)
 - 「会員制充電サービス」の提供にむけ「認証ネットワークサービス契約」の締結が必要
 - また、充電器の使い方に関する問い合わせやトラブル(故障等)発生時等にコールセンターにて適切な対応が実施できるよう「コールセンターサービス契約(急速充電を設置する場合は24時間365日対応)」の締結が必要
 - 加えて、急速充電器を設置する場合は、「定期点検」を含む「保守・メンテナンス契約」の締結が必要
- (6) 充電器の運用情報(営業時間、定休日等)は別途設立する「会員制充電サービス運営組織」に継続的に提供し、運用情報の変更があった場合には速やかに連絡すること、また本組織が「地図会社」等の第三者に当該情報を提供することに同意すること
- (7) 充電器の本体費用、工事費用、維持費用および電気代について、自らの支弁による立て替え能力を有すること

<補足事項>

- 1) 設置した充電器を、別途設立する「会員制充電サービス運営組織」が定める「会員制充電サービス」の提供に活用するまでの間は、設置者が自由に充電器を運用することができる
- 2) 原則、設置した充電器は「会員制充電サービス」に活用することとするが、設置者自身が充電器を利用する際は、充電器に付随する「マスターカード」等にて自由に利用することができる
 - * ただし、その際にかかる電力従量料金相当額については支払われないものとする

(3) 支援対象

- 各都道府県にて策定している補助金活用ビジョンに基づき、公共性を有する充電設備として設置され(第1の事業として認められ)、且つ、下表の要件に該当する施設を支援対象とする
- 各施設への支援上限基数は以下に規定するとおりとする
- なお、支援の対象は、2013年7月29日以降にNEV補助金申請を行った場合に限る

<施設要件と支援上限基数>

施設	条件	上限基数	
		普通	急速
サービスエリア パーキングエリア	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること	5	2
ハイウェイオアシス	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること (高速自動車国道又は有料の自動車専用道路道路から無料で出入りできる エリアに設置の場合)	5	2
	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること (上記以外の場合)	5	1
道の駅	国土交通省に「道の駅」として登録されている施設であること	5	1
海の駅	国土交通省に「海の駅」として登録されている施設であること	5	1
観光施設	施設の入込観光客数が年間40万人以上または駐車場台数が 300台以上であること ※観光施設の定義は、観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」における 観光地点に準ずる	2	1
大規模小売店舗	大型ショッピングセンター、ホームセンター等で 店舗面積1,000㎡超であること	5	1
コンビニエンスストア	下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が10台以上であること ②年中無休、かつ24時間営業であること	1	1
ガソリンスタンド	原則として年中無休、24時間営業であること	1	1
ドラッグストア	下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が20台以上であること ②年中無休営業であること	1	1
飲食店	ファミリーレストラン等で、下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が20台以上であること ②年中無休営業であること	3	1
旅館、ホテル	従業員数10人以上であること	2	1
空港	下記2つの条件を満たしていること ①空港法における「拠点空港」「地域管理空港」であること ②空港ターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置であること (周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
フェリーターミナル	下記2つの条件を満たしていること ①海上運送法における「自動車航送をする一般旅客定期航路事業」 の起点、寄港地及び終点として国土交通省に届け出されている港 であること ②フェリーターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置である こと(周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
郵便局	年中無休、かつ24時間営業であること	1	1
地方自治体の有する施設	上記のいずれにも該当しない地方自治体の有する施設	1	1

<補足事項>

- 上記施設の駐車場については、時間貸し駐車場への設置も可とする
- 上記の規定に関わらず、自動車販売業(自動車用品、自動二輪車、レンタカーを含む)の施設、少年の健全な育成等の観点から法規制により一定の規制をされている施設等、「会員制充電サービス」事業の遂行上、必要がないと認められる場合には支援の対象としないものとする
- 上記適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない

(4) 支援対象充電器

- ・ 本支援制度を申請するにあたっては、「会員制充電サービス」の提供に対応できるよう、会員認証機能を有し、ネットワークへの接続が可能な以下の充電器を設置すること

① 普通充電器

- ・ 以下の条件を満たす、支援対象充電器を設置すること
(具体的な対象機種については、別冊の「支援対象充電器リスト」を参照)
 - 全メーカーの電動車両が充電でき安全性が確保されている(JARI認証を取得している、またはJARI発行の基準に準じて製品が開発されている)
 - 「会員制充電サービス」の提供に活用可能な認証ネットワーク機器を含めた状態で、NEVの補助金対象機種として認定されている
 - 電子マネー・クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能

② 急速充電器

- ・ 以下の条件を満たす、支援対象充電器を設置すること
(具体的な対象機種については、別冊の「支援対象充電器リスト」を参照)
 - CHAdeMO認証を取得している
 - 「会員制充電サービス」の提供に活用可能な認証ネットワーク機器を含めた状態で、NEVの補助金対象機種として認定されている
 - 電子マネー・クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能
 - 充電器出力が25kW以上(単相200V電源で駆動する充電器の場合は、出力が20kW以上)である
- ・ また、電力基本料金に対する支援を受ける場合は、下記要件を満たしていること
 - 低圧受電にて設置し、単相200V電源で駆動する充電器を用い、電気契約が従量電灯契約であること
 - 施設の契約電力容量が2000kW未満であること
 - * 2000kW超の施設においては、一敷地二受電の特別措置を利用し低圧受電での設置をした場合でも、電力基本料金は支援しない

2. 支援申請から支援金交付までの流れ

(1) 支援申請方法・期間について

< 支援申請方法 >

- ・ 「【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト事務局(以下、事務局という)」へ「申請書類一式」を送付
- ＊ なお、申請者はNEV補助金の申請者と同一であること(リース契約の場合は、リース契約者が申請すること)

< 支援申請期間 >

- ・ 2013年11月12日から2014年2月28日まで(NEVの補助金申請期間に準ずる)
- ＊ ただし、申請状況等を踏まえ、申請締め切り前であっても申請受付を終了する場合あり

(2) 支援金交付について

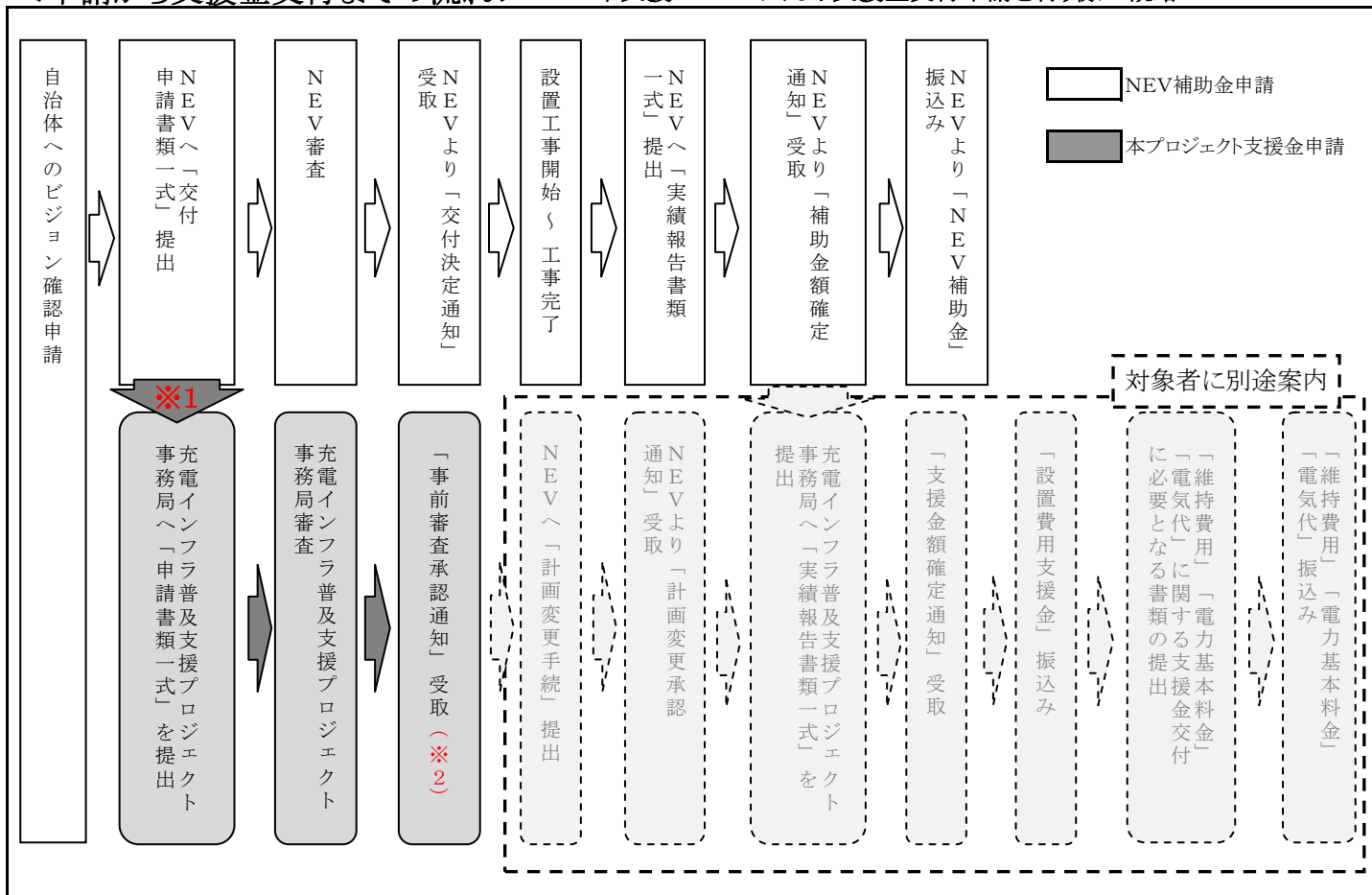
< 支援金交付事前審査 >

- ・ 事務局にて、支援金交付条件をを満たしているかを審査(審査期間1～2ヶ月)

< 支援金交付方法 >

- ・ 支援金交付条件を満たしている場合、「設置費用」に関する支援金交付手続き等について事務局より別途ご案内
- ＊ ただし、「設置費用」に関する支援金の支払いは、別途設立する「充電サービス運営組織」より行う
- ＊ また、設置以降の「維持費用」「電力基本料金」「電気代」に関する支援金の交付手続き等については、別途ご案内

< 申請から支援金交付までの流れ > ～本支援プロジェクトより支援金交付申請を行う際の概略フロー～



<必要書類>

<支援申請時（前頁<申請から支援金交付までの流れ>※1）>

- ・ 本支援プロジェクト「申請書類様式および約款」ならびに「添付書類」

（申請書類様式および約款）

- ・ 事務局ホームページ (<http://tnhm-juuden.com>) よりダウンロード

（添付書類）

- ・ NEV補助金「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書(様式1-1)」の写し
- ・ その他、必要となる添付書類(別冊の「申請書類様式および約款」を参照)

<事前審査承認通知受取以降（前頁<申請から支援金交付までの流れ>※2）>

- ・ 支援対象に対し、別途ご案内

<申請書類様式および約款の提出先、問い合わせ先>

提出先	・ 〒112-8691 日本郵便株式会社 小石川郵便局 郵便私書箱第33号 【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト事務局 宛
問い合わせ先	・ 電話でのお問い合わせ（0570-030-057） * なお、本プロジェクト運営事務局ホームページ上の、「お問い合わせ よくあるご質問」(https://fofa.jp/tnhmjdn/a.p/101)からもお問い合わせいただけます

3. その他

(1)リースを活用した場合の申請方法、支援金の交付について

- ・ リース会社を介して、充電器を設置する場合の申請方法と支援金の交付は以下のとおり

<申請方法>

- ・ NEVの補助金申請と同様に、設置者、およびリース会社が共同で申請する
- ・ 申請者は、リース契約者とする

<支援金の支払い>

- ・ 「設置費用」「維持費用」「電力基本料金」「電気代」は設置者へ支払う
- * NEVの補助金はリース会社へ交付される

(2)計画変更および支援申請辞退の方法について

- ・ 事務局へお問い合わせください

(3)その他留意事項

- ・ 設置者との契約に関する事項、本支援措置の改正、および廃止に関する事項、その他公表に記載のない事項であって必要と認めるものは、別途定める